

# 平成 26 年度税制改正に関する要望

平成 25 年 7 月

名古屋商工会議所

安倍政権の「第一・第二の矢」である、大胆な金融政策・機動的な財政政策が効を奏し、円安・株高が進み、我が国経済は明るさが増している。

一段の景気回復ならびに持続的発展に向けて、先般6月に策定された「第三の矢」となる成長戦略を迅速かつ着実に実行すべきである。

とりわけ、近時の貿易赤字基調のなか、我が国トップの黒字額を稼ぎ出す当地が、今後とも日本経済の成長を牽引していくためには、以下の3点が求められている。

### **1. 成長戦略に基づく「国家戦略特区」の早期創設ならびに当地指定**

熾烈なグローバル競争の下、我が国のモノづくりの牽引地である当地域の競争力維持・拡大のためには、競争相手であるアジア諸国に劣らぬ法人実効税率への引き下げなどの大胆な税制措置と規制改革の実施が不可欠である。ついては、成長戦略の迅速かつ着実なる実行、なかでも国家戦略特区の早期創設並びに同特区への当地域指定をされたい。

### **2. 中小・小規模企業の活力強化ならびに事業所数減少への歯止め**

中小・小規模企業の多くは、売上高の伸び悩みが続く中、円安による燃料・原材料価格の上昇も加わり、未だ景気回復が実感できずにいる。

また、国内市場の縮小や、納入企業のグローバルな最適地生産や現地調達加速から、海外や新分野進出に活路を求める中小企業も増えている。一方で産業活力の指標でもある事業所数は減少を続けている。

こうした中、創業促進を含め、地域経済の成長の担い手である中小・小規模企業の挑戦や活力強化を後押しする政策の拡充が急がれている。

### **3. 防災・減災対策をはじめとした事業・産業基盤の整備促進**

経済成長力の強化・持続的発展を支えるためにも、甚大な被害が想定される南海トラフ等巨大地震への備えや真に必要なインフラ整備などによる事業基盤ならびに産業基盤の拡充強化が急務となっている。

以上のような考えのもと、名古屋商工会議所では、平成26年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

# 目次

## 一、成長戦略ならびに財政健全化戦略に関する意見

1. 大胆な規制改革等を行う「国家戦略特区」の早期創設ならびに当地指定…………… 1
2. 消費税引き上げ時の中小・小規模企業経営への影響緩和…………… 1

## 二、個別要望事項

網掛け部分は重点要望事項

### I. 中小企業関連税制

1. 中小企業の国際化(海外展開)支援税制の拡充…………… 2
2. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充…………… 2
3. 市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設…………… 2
4. 事業承継税制の柔軟な運用…………… 3
5. 信用保証制度に係る税制の拡充…………… 3
6. 中小法人の定義の拡大と適用所得金額の引き上げ…………… 3
7. 留保金課税の撤廃…………… 4
8. 人材育成促進税制の創設…………… 4
9. 個人事業主の所得税などの負担軽減…………… 4
10. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の拡充…………… 4
11. 平成 25 年度に適用期限が到来する租税特別措置の恒久化・延長…………… 4

### II. 企業税制

1. 法人実効税率のさらなる引き下げ…………… 5
2. 生産設備投資減税の拡充…………… 5
3. 欠損繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充…………… 5
4. 事業所税の廃止…………… 5
5. 印紙税の廃止…………… 5
6. 自動車取得税・自動車重量税の廃止…………… 6
7. 石油に課せられる税の廃止…………… 6
8. 役員報酬手当等に係る税制措置の見直し…………… 6
9. 企業の少子化対策を支援する税制の創設…………… 6
10. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設…………… 6
11. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃…………… 6
12. 交際費の除外対象の拡充…………… 7
13. 平成 25 年度に適用期限が到来する租税特別措置の恒久化・延長…………… 7

### III. 土地・資産に係る税制

1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減…………… 7
2. 不動産譲渡所得に係る税制の見直し…………… 7
3. 不動産取得税ならびに登録免許税の廃止…………… 8
4. 地価税・特別土地保有税の廃止…………… 8
5. 小規模宅地等の特例の拡充…………… 8
6. 平成 25 年度に適用期限が到来する租税特別措置の延長・拡充…………… 8

### IV. 地域に係る税制

1. 地域防災・減災に係る税制優遇措置の拡充…………… 9
2. 観光事業に係る税制の拡充…………… 9
3. 地方法人特別税の撤廃…………… 9

### V. 環境に係る税制

1. 地球温暖化対策税導入に伴う中小企業への負担軽減策の創設…………… 10

### VI. 申告・納税制度

1. 社会保障・税共通の番号制度の導入…………… 10
2. 電子申告・納税システム(e-Tax)の整備…………… 10
3. 申告・納税期限の延長…………… 10
4. 効率的で簡素な徴税…………… 10

# 一、成長戦略ならびに財政健全化戦略に関する意見

## 1. 大胆な規制改革等を行う「国家戦略特区」の早期創設ならびに当地指定

名古屋商工会議所では、愛知県等と「産業競争力の強化に向けた規制改革の提案」を策定し、本年5月27・28日に関係大臣へ要望を行なった。

同提案にも述べたが、今般の成長戦略に基づき大胆な規制改革などを行う「国家戦略特区」を早期に創設し、当地域を同特区の一つに指定されたい。

モノづくりの集積地として我が国トップの貿易黒字額を稼ぐ当地域が、今後とも日本経済の再生と持続的な成長を牽引していくには、競争相手であるアジア諸国並みに法人実効税率を引き下げるなど、事業環境のイコールフットィングが不可欠である。

ついては、当地域を対象とした特区において、法人実効税率引き下げをはじめアジアの競合都市に負けない競争基盤の実現を図られたい。

## 2. 消費税引き上げ時の中小・小規模企業経営への影響緩和

財政健全化の柱である消費税の引き上げが来年4月に予定されているが、中小・小規模企業からは引き上げ時の経営への影響を危惧する声が多く聞かれている。

ついては、以下事項をはじめとして中小・小規模企業の負担軽減に配慮頂きたい。

また、安倍首相が指示した「経済再生と財政健全化の両立」の実現とともに、引き続き国会議員の定数削減や公務員改革、社会保障費の削減、地方歳出抑制など聖域なき行財政改革の断行に注力されたい。

### (1) 円滑な価格転嫁に向けた対応

消費税増税分を価格転嫁できるか否かは、中小事業者にとって死活問題である。

中小事業者等への調査では、「消費税引き上げ分の値上げ拒否」や「本体価格の引き下げ要請」、「消費増税分の値引きを明示せず見積もりの再提出の要請」等による価格転嫁拒否が危惧されるとの結果となった。ついては、政府は「消費税の引き上げ理由」および「消費税の価格転嫁の正当性」を国民や事業者に対し強くアピールするとともに、実効性の高い価格転嫁対策を講ずべきである。

### (2) 事業者には負担となる複数税率の導入反対

複数税率の導入については、以下のような問題があり反対である。

真に支援が必要な者に対しては、複数税率導入ではなく、マイナンバー制度の速やかな導入によるきめ細かな給付で対応すべきである。

- ①複数税率を導入した場合、軽減税率分の財源補填のために社会保障給付の削減や更なる消費税の引き上げ等が必要となり、別の形で国民に負担が発生する。
- ②軽減税率の対象品目の線引きが難しい。導入済みのEU諸国では大きな混乱が生じており、我が国においても国民や事業者に大きな負担が見込まれる。
- ③複数税率に伴いインボイスが導入されると、中小事業者に多大な事務負担を強いることとなる。

## 二、個別要望事項

### I. 中小企業関連税制

網掛け部分は重点要望事項

#### 1. 中小企業の国際化(海外展開)支援税制の拡充

大企業の海外進出や国内市場の縮小等に対応するために中小企業においても海外展開が多様化・積極化している。ついては、投資リスクの軽減も含め海外展開を税制面からも支援されたい。

- (1) 国際化に係る費用(海外コンサル費用など)の税額控除。
- (2) 海外事業の撤退に際し損失が発生した場合、撤退費用の一定割合の税額控除や資源開発事業に限られている海外投資等損失準備金制度の拡充。
- (3) 海外子会社配当の全額益金不算入。
- (4) 海外子会社の経営基盤の早期安定化のために、少なくとも設立後1年間は親会社による人件費負担を海外寄付金対象から除外。

#### 2. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

現在、企業の廃業率が開業率を上回る状況となっており、新規創業を促すためにも、ベンチャー企業や創業に係る以下の支援措置を実現されたい。

- (1) ベンチャー企業への投資促進の観点から、エンジェル税制における以下の内容を拡充されたい。
  - ①適用企業の要件緩和(売上高成長率(25%超)の引き下げ並びに創業条件3年以内を5年以内へ延長等)
  - ②投資額の所得控除の上限額の引き上げ(総所得額の40%もしくは1,000万円のいずれか低いほう)
  - ③損失繰越控除期間を3年から5年へ延長
- (2) 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。
- (3) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠(1千万円)を創設されたい。
- (4) 社会保険料の会社負担分の大幅な減免措置を創設されたい。
- (5) 会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止されたい。

#### 3. 市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設

中小企業の事業創出や育成にとって不可欠な、製品の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置を創設されたい。

#### 4. 事業承継税制の柔軟な運用

平成 25 年度税制改正において、事業承継税制が大幅に改善された。特に、改正要望が多かった「8 割維持の雇用要件」、「役員退任要件」、「親族要件」などが緩和された。しかしながら、幅広い中小企業者の利用拡大には、さらなる要件緩和・制度拡充が必要であり、以下の運用を図られたい。

(1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業者にとってより使い勝手のよい制度とされたい。

○納税猶予制度の効果を高め、より円滑な事業承継を実現するために、納税猶予割合の引き上げ(現行 8 割を 10 割へ)、ならびに発行済議決権株式の総数上限(現行 3 分の 2)の撤廃を図られたい。

○計画的な事業承継促進の観点から、制度成立前から既に自社株式の相続時精算課税制度を活用し、生前贈与した分も納税猶予の適用対象に含められたい。

○猶予税額免除の条件となる株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、5 年程度の一定期間経過後に猶予税額の特定割合の納付を持って残額免除とする対応をされたい。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継にあたっては、依然として相続税・贈与税の負担は大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を 2 ヶ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

(3) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、みなし配当として、最高 50%の税率で課税されるが、相続後は株式譲渡益として 20%の課税となる特例措置が図られている。ついては、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、相続前についてもみなし配当課税を廃止されたい。

#### 5. 信用保証制度に係る税制の拡充

中小企業の円滑な資金調達のため、信用保証協会が受ける(根)抵当権設定にかかる登録免許税を現行 1.5/1,000 から 1.0/1,000 へ引き下げされたい。

#### 6. 中小法人の定義の拡大と適用所得金額の引き上げ

中小法人の体質強化の観点から、税法上「資本金 1 億円以下」となっている中小法人の定義を、中小企業基本法の定義に合わせて「資本金 3 億円以下」に改められたい。また、軽減税率適用の所得額についても、現行 800 万円から 1,500 万円に引き上げられたい。

## 7. 留保金課税の撤廃

企業にとって、財務基盤強化は極めて重要にも関わらず、自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害している留保金課税は廃止されたい。

## 8. 人材育成促進税制の創設

中小企業は、経営資源に乏しく、人材の確保や育成が重要課題となっており、採用活動に伴う費用や教育訓練費などを控除する税制措置を創設されたい。

## 9. 個人事業主の所得税などの負担軽減

個人事業者の経営基盤強化のためには、中小企業の軽減税率の引下げに合わせ、個人事業者に対する所得税などの負担軽減を図るべきである。具体的には、青色申告控除(65万円)、個人事業主の事業主控除(290万円)を拡充されたい。

## 10. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の拡充

平成25年度税制改正で商業・サービス業・農林水産業活性化税制が創設されたが、商業・サービス業の店舗改修等には野立て看板や広告塔などへの投資需要もある。ついては、現行、器具・備品、建設付属設備に限定されている対象設備に構築物(広告用のもの)を追加されたい。

## 11. 平成25年度に適用期限が到来する租税特別措置の恒久化・延長

### (1) 中小企業投資促進税制の恒久化

第183回国会に提出された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「租特調査報告」)によると1年間の適用が36千件、2,097億円にのぼっており、中小企業の生産性向上や成長力強化に大いに貢献していることから、中小企業投資促進税制を恒久化されたい。

### (2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充と恒久化

上記「租特調査報告」で425千件、2,345億円の適用と示されたように少額減価償却資産の特例は恒常的に利用されている。また、事業環境の変化に伴い、対象価額が高額となるケースがある。よって、中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産(30万円未満)と取得合計額の上限(300万円)を引き上げし、恒久化されたい。

### (3) 中小企業の交際費課税の全額損金算入の延長

平成25年度税制改正において、上限800万円まで全額損金算入可能に拡充された中小企業の交際費の損金算入特例については、延長されたい。

### 1. 法人実効税率のさらなる引き下げ

法人課税(中小法人の軽減税率含む)は、平成 24 年度に引き下げられたが、諸外国と比べ依然として高水準にある。国際競争が熾烈さを増す中、国内企業の海外移転防止ならびに海外からの投資促進を図り、我が国の競争力を維持向上させるためには、アジア諸国並みの 20% 台、中小法人の軽減税率は 11% 以下に引き下げるべきである。

なお、全国規模での法人実効税率引き下げ決定の際には、新たに創設される「国家戦略特区」への適用税率の一段の引き下げを実施されたい。

### 2. 生産設備投資減税の拡充

平成 25 年度税制改正で生産設備投資減税が創設されたが、さらなる企業競争力の強化や我が国の内需拡大のために、以下の措置を拡充されたい。

- (1) 設備廃棄と同時に更新投資を行う場合、設備廃棄による欠損金を前年度納付した法人税から還付される措置。
- (2) 新たに工場や機械投資をする際は、減価償却費を一括して損金計上できる「即時償却」または特別償却準備金を積み立てる「利益処分方式」の選択可能とする措置。

### 3. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充

本来事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているものであり、中小法人同様に、その適用停止措置を全面的に廃止されたい。

また、企業をとりまく経営環境は依然、厳しい状況が続いており、現行 1 年とされている欠損金の繰戻し還付期間についても 2 年に拡充されたい。

### 4. 事業所税の廃止

事業所税の資産割部分は「固定資産税」等と、従業者割は「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっており、また企業および人口の集積する都市のみへの課税と都市間の公平性を欠くことから、事業所税を廃止されたい。

### 5. 印紙税の廃止

平成 25 年度税制改正で不動産譲渡契約や金銭・有価証券の受取書に係る税率が引き下げられたが、そもそも、電子商取引が一般化しペーパーレス化が進展する中、課税上の不公平感や事務負担軽減から印紙税を廃止されたい。



## 6. 自動車取得税・自動車重量税の廃止

平成 25 年度税制改正で、自動車取得税は消費税 10%時点での完全廃止とされたが、速やかに廃止願いたい。なお、自動車税の増税などが代替財源として検討されているが、消費税引き上げに伴い地方歳入も増加となることに加え、不断の行政改革に取り組むことにより代替財源不要とされたい。

また、自動車重量税は、自動車税(または軽自動車税)との二重課税となっていることから、廃止するよう再考されたい。

## 7. 石油に課せられる税の廃止

国内産業の発展のためには、国際的なイコールフットィングと国際競争力の維持が必要である。現在、消費税との二重課税になっている石油に課せられる税(揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税など)を廃止されたい。

## 8. 役員報酬手当等に係る税制措置の見直し

(1) 役員報酬の期中減額などは、損金算入が認められていないが、業績悪化に伴う経営責任や資金繰りから、期中に役員報酬を減額するケースが多いことに加え、そもそも職務執行における対価であり全額損金算入されたい。

(2) 平成 24 年度税制改正で勤続 5 年以下の役員が受け取る退職金の 1/2 課税が廃止されたが、功労として 1 期のみ役員登用された場合にも本措置が適用されるが、勤続年数条項は従業員期間と通算する措置へ改定されたい。

## 9. 企業の少子化対策を支援する税制の創設

急速に少子化が進展している中で、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に取り組む企業に対し、育休や短時間勤務者の代替要因確保した場合の人件費や育児支援サービスの提供に要す経費などに対する税額控除制度を創設されたい。

## 10. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設

「知的財産立国」を目指すわが国にとって、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であることから、国際特許並びに商標登録等の登録費用の一定割合を税額控除されたい。また、未利用特許などの活用促進のためにライセンスや特許の取得費用は、税額控除あるいは一時損金処理または特別償却制度の創設とともにライセンス供与や譲渡を行う際の所得課税を軽減されたい。

## 11. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

退職年金等は、自らの努力と責任において、老後の所得確保を図る制度であり、課税によりこうした国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されることは運用利回り低下となり加入促進の阻害要因のひとつになることから、当該法人税を廃止されたい。

## 12. 交際費の除外対象の拡充

国内消費喚起の観点から、交際費の範囲から除外される1人1回当たりの飲食費の上限を5千円から1万円へ引き上げされたい。また、現在、交際費の対象とされている得意先、仕入先等社外の者の慶弔費等のうち、社会通念上相当と認められるものは交際費の範囲から除外されたい。

## 13. 平成25年度に適用期限が到来する租税特別措置の恒久化・延長

### (1) 研究開発投資促進税制の恒久化

企業の国際競争力強化のために、研究開発投資促進税制を恒久化されたい。特に、中小企業のイノベーション促進のために、上乘せ部分の比率の拡充ならびに「総額型」の税額控除限度額については30%で恒久化されたい。

### (2) 雇用促進税制の延長

平成25年度税制改正で1年の時限措置として、雇用者数の増加1名あたり40万円の税額控除が拡大されたが、雇用拡大のためにも延長されたい。さらに、利用促進のためにも、雇用計画書提出など利用しづらい要件を緩和されたい。

## Ⅲ. 土地・資産に係る税制

網掛け部分は重点要望事項

### 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

#### (1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展に繋げるという観点に立って、税率引下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

#### (2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

#### (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀であることに加え、特定業界への負担が大きく公平性に欠けることから廃止されたい。

### 2. 不動産譲渡所得に係る税制の見直し

平成16年度税制改正において、不動産譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止された。そのため、含み損のある不動産の流通を滞らせるとともに、不動産売却による財務バランスの改善(借入金圧縮等)効果も充分あげられない。よって、法人同様に、個人においても不動産譲渡所得と他の所得との損益通算を認められたい。

### 3. 不動産取得税ならびに登録免許税の廃止

不動産流通の促進は経済への波及効果が大きく、内需拡大に有効であることに加え、建物に係る取得税等は消費税と二重課税となっている。については不動産取得税を廃止ならびに登録免許税を手数料制度(1件あたり数千円程度)へ改定されたい。

### 4. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成25年第1四半期)」では、地価は下落基調からの転換の動きが明らかに見られたものの、依然低水準であり、地価税、特別土地保有税の役割が終わっているといえる。

については、平成10年より課税停止されている地価税廃止とともに、平成15年より課税停止されている特別土地保有税は徴収猶予分も含め廃止されたい。

### 5. 小規模宅地等の特例の拡充

近年、ライフスタイルの多様化が進み、二世帯住宅の形態として親の敷地内に子名義で別棟を建てるタイプも増えているが、このようなケースでは小規模宅地等の特例が認められない。一方、一体型の二世帯住宅には、平成25年度税制改正で区分所有の場合も一定の条件で小規模宅地等の特例が認められた。については、別棟型の二世帯住宅にも小規模宅地等の特例を認められたい。

### 6. 平成25年度に適用期限が到来する租税特別措置の延長・拡充

#### (1) 新築住宅に係る固定資産税(2分の1減免)の減額措置の延長

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るため、固定資産税を減免する対応を延長されたい。

#### (2) 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長

耐久性に優れた住宅の普及促進のため、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の軽減措置を延長されたい。

#### (3) 居住用財産(特定居住用財産)の譲渡に係る特例の延長・拡充

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、ならびに居住用財産の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長されたい。併せて、買換え時の譲渡損失の特例にある住宅ローン要件を廃止されたい。

#### (4) 住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅および住宅用土地に対する不動産取得税の特例を延長されたい。

## IV. 地域に係る税制

網掛け部分は重点要望事項

### 1. 地域防災・減災に係る税制優遇措置の拡充

南海トラフ巨大地震が予想される中、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から得た教訓をもとに、耐震のみならず、津波や液状化などを含めた幅広い防災等への対策強化が急務である。よって、対策促進のために、以下の税制を導入されたい。

- (1) 事業用で一定規模以上の特定建築物については、「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」(平成 22 年度に廃止)により一定の耐震化が進んだ。については、優遇税制の対象外であった一定規模未満の事業用建築物についての耐震改修促進税制の創設をされたい。
- (2) なお、その際、住宅向けの「耐震改修促進税制」に認められてる固定資産税の減免についても講じられたい。
- (3) また、津波災害警戒地域等内にある企業をはじめとして、津波・液状化対策を支援する税制を講じられたい。
- (4) 個人住宅に適用される「耐震改修促進税制」についても、適用範囲を耐震以外の津波・液状化対策まで拡大するとともに、所得税額の控除額を現行の工事費の 10%(最大 20 万円)から全額控除に拡充されたい。

### 2. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

### 3. 地方法人特別税の撤廃

地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されており、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃されたい。

## V. 環境に係る税制

### 1. 地球温暖化対策税導入に伴う中小企業への負担軽減策の創設

平成 24 年度税制改正により、平成 24 年 10 月から石油石炭税率に上乘せする形で地球温暖化対策税が盛り込まれたが、エネルギーコストの上昇が進む中において、中小企業への影響が懸念される。そのため、中小企業の省エネ設備導入を重点的に支援することやエネルギー多消費産業への減税措置などを講じられたい。

## VI. 申告・納税制度

網掛け部分は重点要望事項

### 1. 社会保障・税共通の番号制度の導入

社会保障・税の共通番号(マイナンバー)法は、平成 25 年 5 月 24 日の参議院本会議で可決・成立したが、導入にあたっては、極力効率化を進め事務負担を抑えるとともに、個人情報取り扱いに配慮し情報漏えいの防止に万全を図り、国民の不安を払拭するための措置を十分に講じられたい。

### 2. 電子申告・納税システム(e-Tax)の整備

現在の電子申告・納税システム(e-Tax)では、別途郵送が必要な添付証憑等が多く、企業の事務負担となっている。それらの早急な電子化を図るとともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

### 3. 申告・納税期限の延長

法人税と消費税の申告・納税期限は、原則、事業年度終了の翌日から 2 ヶ月以内となっているが、株主総会を 3 ヶ月以内と定めている会社法との整合性が保たれていない。また、欧米諸国も 3 ヶ月以上の国が多いことと、海外子会社を持つ企業の事務負担を勘案して、申告・納税期間を 3 ヶ月に延長されたい。

### 4. 効率的で簡素な徴税

現在わが国では、国と地方自治体(県・市町村)それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、これらを一元化し、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図られたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなっている。企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられており、税務と会計の整合性を確保されたい。

以上